

## 介護保険制度のご案内

### 介護保険の制度について

介護保険制度は、高齢者の方の生活をみんなで支えあう制度です。

- ① 3か月より長く住む40歳以上の外国人は原則、日本人と同じように介護保険に加入し、介護保険料を支払います。
- ② 加入するための手続きは必要ありません。40歳を迎えたら自動的に加入します。
- ③ 65歳以上の方は少ないお金で、デイサービス（施設に通つての食事・入浴などの機能訓練が受けれます）や施設利用（施設に入所して医療や介護が受けれます）などの介護サービスを利用できます。  
※ 一部の病気（末期がん等）の場合は40歳から利用することもできます。
- ④ 介護サービスを利用するには要介護認定の手続きが必要です。

### 介護保険料は必ずお支払いください

- ① 介護保険料は介護保険に加入している人で、介護が必要と判断された人の介護にかかる費用（介護保険のサービスでお世話をしてもらうためのお金）の一部になります。
- ② 介護保険料を払うことで、介護保険のサービスを利用したときに支払うお金が少なくなります。
- ③ 介護保険料は、決められた日までに必ず払ってください。
- ④ 介護保険料を支払っていないと、介護保険のサービスを使うときに、制限があります。また、さらに遅れると財産調査や差押えを行う場合があります。
- ⑤ 介護保険料は所得に応じて1から19段階に分かれています。最も低い段階でも保険料はかかります  
※ 1段階が最も低く、19段階が最も高い
- ⑥ 介護保険料は年齢によって支払い方が違います。

#### 【40歳から64歳までの方】

加入している健康保険の保険料とあわせて支払います

※ 健康保険料を支払えば介護保険料を支払う必要はありません。

#### 【65歳以上の方】

介護保険課から郵送する納付書で介護保険料をお支払いください。

わからない事はお問い合わせください。

足立区 介護保険課 資格保険料係 ☎ 03-3880-5744 FAX 03-3880-5621